訪問看護 重要事項説明書

本説明事項は、株式会社あなたとが提供する訪問看護サービスをご利用いただく際に注意が必要な重要事項をご説明するものです。ご契約にあたって必ずご確認ください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 あなたと
代表者氏名	代表取締役 山下 博正
本社所在地	〒780-8040 高知県高知市神田925番地4
連 絡 先	088-881-1500
法人設立年月日	令和4年11月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

(=) 1 / (=) 1 / / (= 1 - 1)		
事業所名称	ひろ訪問看護ステーション	
ステーションコード	0 1 9 0 8 1 1	
事業所所在地 〒780-8040 高知県高知市神田925番地4		
連 絡 先	電 話 088-881-1500 FAX 088-881-1540	
担 当 者	山下 博正	
事業の実施地域	主には高知市 ※高知市以外の方でも一度ご相談ください	

(2) 営業日及び営業時間

営	営 業 日		月曜日から土曜日	
休	業	日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日	
営	業時	間	午前9時から午後6時	

※営業日、営業時間、サービス提供時間外でも相談に応じる

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理 に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及 び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
運営の方針	 ③ 訪問看護においては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。 ② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 ③ 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

(4) 事業所の職員体制 (令和7年5月現在)

職	職務内容	人員数
管理者 (看護師)	① 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ③ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 ④ 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
	① 訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 ② 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。	
看護師	3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 ④ 訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。	常勤3名
言語聴覚士	⑤ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれてい	常 勤 1名 非常勤 2名
理学療法士	る環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 ⑦ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 ⑧ 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 ⑨ 訪問看護計画に基づき、訪問看護のサービスを提供	常 動 1名 非常勤 2名
	します。 ⑩ 訪問看護の提供にあたっては、適切な技術をもって 行います。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容				
	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメ				
訪問看護計画の作成	ントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問				
	看護計画を作成します。				
	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。				
	具体的な訪問看護の内容				
	① 病状・障がいの観察				
	② 清拭・洗髪等による清潔の保持				
	③ 食事および排泄等日常生活の世話				
	④ 床ずれの予防・処置				
訪問看護の提供	⑤ リハビリテーション				
	⑥ ターミナルケア				
	⑦ 認知症患者の看護				
	⑧ 療養生活や介護方法の指導				
	⑨ 服薬指導				
	⑩ カテーテル等の管理				
	⑪ その他医師の指示による医療処置				

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスのご利用料金については、別紙の通りとします。

(4) 利用料についての説明

- ※ 基本利用料の額は、費用に要した額の1割から3割となります。
- ※ 各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額または免除されます。
- ※ 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、被保険者証に記載している一部負担金の割合となります。
- ※ 健康保険高齢受給者証をお持ちの方は、受給者証に記載している一部負担金の割合となります。
- ※ サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。
- ※ 衛生材料 (テープ・ガーゼ) 等は実費をご負担願います。
- ※ サービス提供開始時刻が早朝(6時から8時まで)・夜間(18時から22時まで)の場合は、1回につき所定金額の100分の25、深夜(22時から6時まで)の場合は、

- 100分の50に相当する料金が加算されます。
- ※ 准看護師が訪問看護を行った場合、所定金額の100分の90に相当する料金となります。
- ※ 言語聴覚士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心と したもので、看護職員に代わって訪問させていただきます。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治の医師等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は言語聴覚士、理学療法士若しくは作業療法士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、 訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、24時間対応出来る体制を整備し、利用者の同意を得て、計画 的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(5) その他の費用(保険外サービス)について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 高知市内を超えてから自宅までの往復の距離1km毎に20円。		
キャンセル料	1,000円 サービス当日までにご連絡がない場合には、請求させていただきます。 但し、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合には、 キャンセル料はいただきません。		
エンゼルケア	20,000円/回		
吸引機レンタル	3,500円 /月 ※日割り計算なし		
吸引カテーテル (1箱50本)	2,000円 /箱		

費用(稅込)

自費による訪問看護サービスをご希望の方は別途契約となります。公的な訪問看護と組み合わせて同時にご利用いただくことも可能です。その他、衛生材料のレンタル、販売も行っています。

(6) 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15 日頃にお渡しします。
② 利用料、その他の費用の 支払い方法等	下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア 利用者指定口座からの自動振替 ※振替日 毎月26日 (金融機関が休日の場合は翌営業日) ィ 現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります) なお、再発行は致しかねます。

- ※ 現金支払いの方につきましては、請求月の月末までにお支払いください。
- ※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも係わらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

4 主治の医師による訪問看護指示書について

サービスの提供の開始に際し、主治の医師による訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書につきましては、以下の点にご了承願います。

- (1) 訪問看護指示書の発行に際しましては、指示書料が必要となり、約300円から900円程度のご負担をお願いします。
- (2) 訪問看護指示書には指示期間(1か月から6か月)があり、その期間は主治の医師が決められます。
- (3) 訪問看護指示書は更新の都度、料金が発生します。更新の意思がなく、その旨を申し出ていただければいつでも中止が行えます。更新の意思がない場合には、指示期間満了の2週間前までに当事業所にお申し出ください。
- (4) 訪問看護指示書の更新の手続きは、当事業所が行います。更新の都度、料金が発生し、ご 負担いただきます。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、健康保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者

等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。

- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (5) 言語聴覚士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問されるものであることから、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うものとします。
 - ① 訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去2月間(暦月)において当該訪問 看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けておらず、新た に計画書を作成する場合をいます。
 - ② 利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治の医師からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいいます。概ね1か月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとします。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者 山下 博正
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居 人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町 村に通報します。

7 身体的拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載することとします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について 「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策 定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適 切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取 り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしま

	せん。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ⑤ 第1項の規定に係わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報が出来るものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
(2) 個人情報の保護について	 ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応
	じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります)

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険	
補償の概要	対人・対物共通、管理財物、使用不能、人格権侵害、経済的損害、事故対応 費用、対人見舞費用	

10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

訪問看護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そ

の置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める ものとします。

12 サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。但し、この閲覧請求及び複写物の交付請求は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。
- (4) 提供した訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

13 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
- ア 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【苦情申立の窓口】のとおり)
- ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を 実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ② 管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。
- ③ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する)
- (2) 苦情申立の窓口

	所 在 地	7 7 8 0 - 8 0 4 0
		高知県高知市神田925番地4
ひろ訪問看護ステーション	電話番号	088 - 881 - 1500
	FAX番号	088 - 881 - 1540
	受付時間	午前9:00から午後6:00

※ 訪問看護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供担当者か上記窓口までお申し出く ださい。

16 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者が予め指定する連絡先、主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

	氏 名	続柄()
【家族等緊急連絡先 ①】	住 所	<u></u>
	連絡先	
	氏 名	続柄()
【家族等緊急連絡先 ②】	住 所	〒
	連絡先	

[※] ショートメールをお送りさせていただく場合があります。

訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

訪問看護 契約書

<u>様</u> (以下「利用者」という)と、株式会社あなたと(以下「事業者」という)は、訪問看護サービスの利用に関して、その内容を確認し、次の通り契約を結びます。

(契約の目的)

第1条 事業者は、後期高齢者医療制度等の関係法令及び契約書に従い、利用者が可能な限り その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問 看護サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 契約期間は、本契約書末尾記載の締結日から利用者の終了の意思表示をされるまでとします。但し、第10条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

(運営規定の概要)

第3条 事業者の運営規定の概要(事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等)、従業者の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(訪問看護計画の作成・変更)

第4条 事業者は、主治の医師の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成、説明いたします。

- 2 訪問看護計画には、具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、訪問看護計画の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合。
 - ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。
- 4 事業者は、訪問看護計画を作成又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(主治の医師との関係)

第5条 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治の医師の指示を文書で受けます。

2 事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。

(訪問看護サービスの内容及びその提供)

第6条 事業者は、主治の医師の指示及び訪問看護計画に基づいてサービスを提供します。

2 事業者は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 3 利用者及びその後見人(後見人がいない場合は、利用者の家族)から申し出があった場合には、記録の閲覧及び説明に応じます。但し、この閲覧及び説明は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。
- 4 訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこととします。

(利用者負担金)

第7条 提供するサービスのご利用料金については、別紙の通りとします。なお、利用者負担金 は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合 は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

- 2 利用者は事業所に対して、月ごとに算定された利用者負担額を支払います。
- 3 事業者は、通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを 行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。
- 4 前項の交通費の請求にあたっては、予め利用者に対し、当該サービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。
- 5 訪問看護サービスの無断キャンセルについては、所定のキャンセル料をいただきます。但し、利用者の病状の急変や急な入院等、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

(利用者負担金の滞納)

第8条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2月以上滞納した場合には、事業者は1月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までにその支払いがない場合に限り、文書により契約を解除することができます。

(利用者の解約)

第9条 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。但し、利用者に病状の急変や急な入院等、やむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する7日前以内であっても、申し出によりこの契約を解約することができます。

- 2 次の場合には、利用者は事業者に通知することにより、事前の申し出の期間を設けることなく、この契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合。
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合。
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 事業者が破産した場合。
 - ⑤ その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行うことができない状態に 陥った場合。

(事業者の解除)

第10条 事業者は、事業規模の縮小、休止・廃業等この契約に基づくサービスの提供が困難になる等のやむを得ない事情がある場合には、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から

1か月以上前に、解約理由を示した文書を通知することにより直ちに、この契約を解約することができます。この場合事業者は、利用者の主治の医師等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

- 2 次の場合には、前項の規定にかかわらず文章で通知することにより直ちに、この契約を解約することができます。
 - ① 事業者は、利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2月以上遅延し、文書による 支払い催告を行ったにもかかわらず、14日以内にその支払いがなかった場合。
 - ② 事業者は、利用者もしくはその家族又は関係者が、故意又は過失により、事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不正行為を行うことによって、契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合、その理由を記載した文章により、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

- 第11条 利用者が、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が医療機関に入院した場合。(3か月以上継続)
 - ② 利用者が死亡された場合。
 - ③ 第8条の規定に該当した場合。
 - ④ 第10条の規定により、利用者から契約解除の意思表示がなされた場合。

(秘密保持)

- 第 12 条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を提供することができません。
- 3 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年 法律124号)に定める通報が出来るものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任 を負わないものとします。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合には、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師に連絡を取る等、必要な処置を講じなければなりません。

(苦情対応)

- 第 14 条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・市町村又は国民健康 保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の責任者及び窓口を明らかにし、事業者が提供した訪問看護サービスについて利用者又はその家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不

利益な取り扱いをすることはありません。

(損害賠償)

第 15 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、事業者は責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

2 事業者は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。事項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。また、弁護士等の判断に委ねる場合のあることを利用者は承諾するものとします。

(損害賠償がされない場合)

第 16 条 事業者は、自己の責務に帰すべき事由がない場合は、損害賠償責任を負わないものとします。

- 2 事業者は、次の各号に該当する場合には損害賠償責任を免れることができます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその身体の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因し損害が発生した場合。
 - ② 利用者が、訪問看護サービス利用のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因し損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、利用者が利用した訪問看護サービスを原因としない事由に専ら起因し損害が発生した場合。
 - ④ 利用者が、事業者及び訪問看護サービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら 起因し損害が発生した場合。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、事業所の住所地を管轄 する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第 18 条 利用者及び事業者は、審議忠実をもってこの契約を履行するものとし、この契約に 定めのない事項については、関係法令の定めを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ決定す るものとします。

個人情報の取り扱いについて

当事業所では、利用者さまの個人情報を以下のように取り扱います。下記の内容をご確認いただき、同意の上、ご契約いただきますようお願いいたします。

1 利用目的

- ・ ご利用者に提供するサービス業務等(計画・報告・連絡・相談等)
- 本事業の請求業務等
- 本事業所会計・経理等の報告
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ サービスの質向上等 (ケア会議、研修等)
- ・ その他、ご利用者に係る管理・運営業務等
- ・ 主治の医師の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他事業所との連携、照会への回答等
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関への請求等、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

2 利用期間

契約中及び契約終了後

3 使用条件

- ・ 個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあ たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ・ 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録(AI ボイスレコーダー等使用)します。

4 相談窓口

ひろ訪問看護ステーション

住 所:高知県高知市神田925番地4

電 話:088-881-1500 FAX:088-881-1540

担 当:山下 博正

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとします。

事業者

事業者名称	株式会社 あなたと	
代表者氏名	代表取締役 山下 博正 印	
本社所在地	〒780-8040 高知県高知市神田925番地4	
連 絡 先	088-881-1500	

事業所

事業所名称	弥	ひろ訪問看護ステーション		
ステーションコー	ド	0 1 9 0 8 1 1		
事業所所在均	也	〒780-8040 高知市神田925番地4		
連 絡 5	先	電 話 088-881-1500 FAX 088-881-1540		
管 理 者	者	大山 千賀		

契約者

利用者	住 所	〒	
	氏 名	印	

家 族 (代表者)	住 所	干			
	氏 名				印
		(続柄)		

15